

青森県
新型インフルエンザ等対策マニュアル
【医療提供版】 （改定素案）

平成26年10月
令和8年〇〇月（改定）

青 森 県

目次

| | | |
|----|---------|----|
| 第1 | 情報収集・分析 | 1 |
| 第2 | サーベイランス | 7 |
| 第3 | まん延防止 | 14 |
| 第4 | ワクチン | 30 |
| 第5 | 医療 | 40 |
| 第6 | 治療薬・治療法 | 60 |
| 第7 | 検査 | 67 |
| 第8 | 保健 | 73 |

様式集

第1 情報収集・分析

【準備期】

（1）目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、県民生活及び県民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。

（2）所要の対応

県及び保健所設置市は、国や JIHS と連携の下、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。（健康医療福祉部）

県は、国や JIHS と連携し、有事に備え、積極的疫学調査等に関する情報を収集し、職員向けの研修会の開催や青森県感染症マニュアルの必要な見直し等により体制を整備する。（保健衛生課、保健所）

【初動期】

（１）目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

（２）所要の対応

2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

県及び保健所設置市は、国によるリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。（健康医療福祉部）

県は、国によるリスク評価等を踏まえて、青森県健康危機管理庁内連絡会議を開催するなどして、速やかに有事の体制に移行することを判断する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

県、保健所及び衛生研究所は、患者等の疫学調査や病原体検査等に必要な物品等の準備を行う。（保健衛生課、保健所、衛生研究所）

2-2. リスク評価体制の強化

県は、国及び JIHS が必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施することについて必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

県は、国及び JIHS が行うリスク評価に、必要な協力をする。（保健衛生課）

2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

県は、国及び JIHS と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。（健康医療福祉部）

県は、国及び JIHS のリスク評価を踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部を開催するなどして必要な感染症対策を判断し、実施する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

2-4. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

県は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、関係機関に共有するとともに、県民等に提供・共有する。（健康医療福祉部）

県は、新型インフルエンザ等感染症に関する国や JIHS 等からの情報や対策について、青森県健康危機管理庁内連絡会議等において庁内で情報を共有する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

県は、青森県感染症対策連携協議会や新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等を活用し、関係団体や関係機関と情報を共有するとともに、HP 等の県が有する広報媒体を活用し、報道機関等の協力を得て県民等に情報を提供・共有する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

県は、相談窓口の設置、コールセンターの設置等を検討する。（保健衛生課）

【対応期】

（１）目的

強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と県民生活及び県民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

（２）所要の対応

3-1. リスク評価

3-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、検疫所及び JIHS からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。

（健康医療福祉部）

県は、国や JIHS 等の情報に基づき、有識者や専門家等の意見を踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部において、新型インフルエンザ等のリスク評価を行う。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

このリスク評価に当たっては、感染症危機の経過や状況の変化等を踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的な評価を行う。（保健衛生課）

3-1-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ① 県は、国及び JIHS がリスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用することについて必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

県は、国及び JIHS の感染症インテリジェンス体制の強化や活用について、必要な協力をする。（保健衛生課）

- ② 県及び保健所設置市は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。（健康医療福祉部）

県は、国が示す方針や県が行ったリスク評価の結果等を踏まえて、県内の実情に応じて柔軟かつ機動的に積極的疫学調査の対象や実施方法を見直す。（保健衛生課、保健所）

3-1-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

- 県は、国及び JIHS と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。（健康医療福祉部）

県は、国及び JIHS が行うリスク評価を踏まえて、本県の流行状況やリスク評価に基づき、感染症対策を実施する。本県における感染症対策は、柔軟かつ機動的に見直しを行うものとする。（保健衛生課）

3-2. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

- 県は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、関係機関に共有するとともに、県民等に迅速に提供・共有する。（健康医療福祉部、教育委員会）

県は、新型インフルエンザ等感染症に関する国や JIHS 等からの情報や対策について、青森県新型インフルエンザ等対策本部等において庁内で情報を共有する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

県は、青森県感染症対策連携協議会や新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等を活用し、関係団体や関係機関と情報を共有するとともに、HP 等の県が有する広報媒体を活用し、報道機関等の協力を得て県民等に情報を提供・共有する。（健康医療福祉政策課、保健衛生

課)

県は、相談窓口の設置、コールセンターの設置等を検討する。（保健衛生課）

第2 サーベイランス

【準備期】

(1) 目的

県行動計画でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、平時から感染症サーベイランスシステム¹やあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

(2) 所要の対応

1-1. 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 県及び保健所設置市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。
(健康医療福祉部)

県は、平時において、感染症発生動向調査や感染症流行予測調査事業等を実施し、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の急性呼吸器感染症について、流行状況を把握する。また、衛生研究所において週報を作成し関係機関や県民と共有する。(保健衛生課、衛生研究所)

- ② 県及び保健所設置市は、JIHS等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。(健康医療福祉部)

¹ 感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステムであり、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

県は、衛生研究所における、感染症発生動向調査事業に基づく急性呼吸器感染症病原体定点医療機関等から入手した検体の検査結果（ウイルスの種類や型・亜型、その他の性状）等を平時から把握する。（保健衛生課）

③ 県及び保健所設置市は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。（健康医療福祉部、農林水産部、環境エネルギー部）

県は、国や JIHS 等と連携し、家禽及び豚並びに野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握する。（保健衛生課、農林水産部、環境エネルギー部）

県は、医療機関から動物由来インフルエンザに感染した恐れのある者について届出等があった場合には、青森県健康危機管理庁内連絡会議等により庁内関係課と情報を共有する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

また、青森県感染症対策連携協議会等を活用し中核市や県医師会をはじめとする関係団体や関係者等と速やかに情報共有を行う。（保健衛生課）

④ 県は、国が JIHS 等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランス²による新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行うことについて必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

2 感染症法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく疑似症サーベイランスであり、都道府県から指定を受けた指定届出機関の管理者により、五類感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。）若しくは二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症等の患者を診断し、又は五類感染症により死亡した者の死体を検案したときに届け出られる制度。

県は、国及び JIHS が行う疑似症サーベイランスの訓練等に必要な協力をする。（保健衛生課、保健所、衛生研究所）

1-2. 人材育成及び研修の実施

県は、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、国が行う研修等への参加を働きかける。（健康医療福祉部）

県は、感染症サーベイランスに関係する人材の育成等に係る国の研修等について、県職員を含め、関係者に参加を働きかける。（保健衛生課）

【初動期】

(1) 目的

国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

(2) 所要の対応

2-1. リスク評価

2-1-1. 有事の感染症サーベイランス³の開始

県は、国の方針に基づき、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生が探知され、国から疑似症の症例定義が示された場合には、速やかに疑似症サーベイランス⁴を開始する。また、国の方針に基づき、新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ確かな把握を強化するとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、県民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

衛生研究所等は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体について亜型等の同定を行う。（環境エネルギー部、健康医療福祉部、農林水産部）

県は、国の方針に基づき、疑似症サーベイランスをはじめとする有事の感染症サーベイランスを実施する。（保健衛生課）

衛生研究所は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体について必要な検査を行う。（衛生研究所）

3 有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき、患者の発生動向（患者発生サーベイランス）、入院者数、重症者数の収集（入院サーベイランス）、ウイルスゲノム情報の収集（病原体ゲノムサーベイランス）、下水サーベイランス等の複数のサーベイランスを実施する。

4 感染症法第14条第7項及び第8項に基づく疑似症サーベイランスであり、厚生労働大臣から通知を受けた都道府県等が、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、管轄する区域内に所在する病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときに届出を求むる制度。

2-1-2. リスク評価に基づく体制強化

県は、国が実施する初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制が強化される場合には、国と連携して実施する。（健康医療福祉部）

県は、国の感染症サーベイランスの強化方針に基づき、必要なサーベイランスの強化を行う。（環境エネルギー部、保健衛生課、農林水産部）

2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

県は、国から提供される感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報について関係機関と共有するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、県民等へ迅速に提供・共有する。（健康医療福祉部）

県は、新型インフルエンザ等感染症に関する国や JIHS 等からの情報や対策について、青森県新型インフルエンザ等対策本部等において庁内で情報を共有する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

県は、青森県感染症対策連携協議会や新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等を活用し、関係団体や関係機関と情報を共有するとともに、HP 等の県が有する広報媒体を活用し、報道機関等の協力を得て県民等に情報を提供・共有する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

県は、相談窓口の設置、コールセンターの設置等を検討する。（保健衛生課）

【対応期】

（１）目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、県内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、県民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

（２）所要の対応

3-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

県は、県内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、国において、患者の全数把握から定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスに移行する方針が示された場合には、県においても同様の対応を行う。

県及び保健所設置市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。（環境エネルギー部、健康医療福祉部、農林水産部）

県は、国の方針、県内のリスク評価結果等を踏まえて、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。（保健衛生課、保健所）

また、有識者、医療機関及び保健所等の意見を踏まえて、県内の流行状況等に応じて、青森県新型インフルエンザ等対策本部が必要と認めた独自のサーベイランスを実施する。（環境エネルギー部、保健衛生課、保健所、農林水産部、危機管理局）

3-2. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

県は、国から提供される感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報について関係機関にと共有するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、県民等へ迅速に提供・共有する。（健康医療福祉部）

県は、新型インフルエンザ等感染症に関する国や JIHS 等からの情報や対策について、青森県新型インフルエンザ等対策本部等において庁

内で情報を共有する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

県は、青森県感染症対策連携協議会や新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等を活用し、関係団体や関係機関と情報を共有するとともに、HP等の県が有する広報媒体を活用し、報道機関等の協力を得て県民等に情報を提供・共有する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

県は、相談窓口の設置、コールセンターの設置等を検討する。（保健衛生課）

第3 まん延防止

【準備期】

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、県民の生命及び健康を保護する。

このため有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、県民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 有事のまん延防止対策強化に向けた県民や事業者の理解促進

- ① 県は、県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命及び健康を保護するためには県民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。（健康医療福祉部）

県は、県行動計画に基づき、青森県感染症対策連携協議会等の機会や、HP等の県の広報媒体を活用し、新型インフルエンザ等対策の内容や意義等に関する周知啓発を行い理解促進を図る。（保健衛生課）

- ② 県、市町村、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（健康医療福祉部、教育委員会、関係部局）

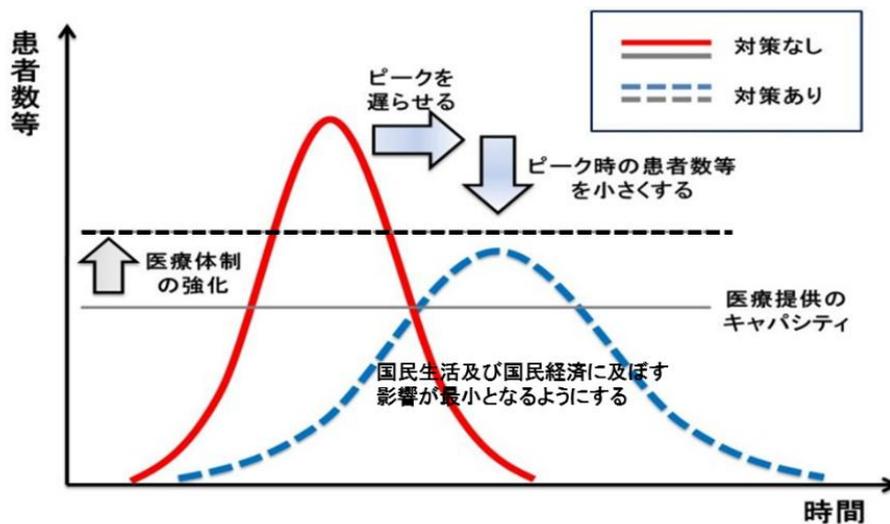
県は、青森県感染症連携協議会等の機会やHP等の県の広報媒体を活用して、基本的な感染対策の普及を図るほか、自らの感染が疑われる場合の適切な受診方法や発症時の適切な対応について周知を図る。（保健衛生課）

- ③ 県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態⁵における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、青森県感染症対策連携協議会等の機会や、HP等の県の広報媒体を活用し、新型インフルエンザ等緊急事態措置等における個人や事業者におけるまん延防止対策への理解の促進を図る。（保健衛生課、関係部局）

- ④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。県は、国の調査研究による運行に当たっての留意点等について、指定（地方）公共機関に周知する。（交通・地域社会部、健康医療福祉部、観光交流推進部）

県は、指定（地方）公共機関に対し、新型インフルエンザ等発生時の事業の継続に関し国や各種学会等が示すガイドライン等の情報について周知する。（交通・地域社会部、保健衛生課、観光交流推進部）



5 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

【初動期】

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、県内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 県内でのまん延防止対策の準備

- ① 県及び保健所設置市は、国も含めて相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、県及び保健所設置市は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国も含めて相互に連携し、これを有効に活用する。（健康医療福祉部）

県は、国や中核市と連携し、青森県感染症対策連携協議会や地域新型インフルエンザ等対策協議会等を活用し、県内における患者発生に備えた準備を進める。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、保健所）

県は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合には、国も含めて連携して対応するとともに、青森県健康危機管理庁内連絡会議等により庁内関係課と情報共有する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、保健所）

- ② 県、市町村及び指定（地方）公共機関等は、国の要請に基づき、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行う。（健康医療福祉部、その他全部局）

県は、国の要請に基づき、青森県健康危機管理庁内連絡会議等で庁内関係課に業務継続計画に基づく対応の準備を要請するとともに、指定（地方）公共機関に業務継続計画又は業務計画に基づく準備を要請し必要に応じて準備状況を確認する。（総務部、健康医療福祉政策課、保健衛生課、関係部局）

【対応期】

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護する。その際、県民生活や県民経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、県民生活や県民経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。国及び JIHS による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び県民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる⁶。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、県民生活や県民経済活動への影響も十分考慮する。

県は、国や JIHS 等の情報やリスク評価、県自らによるリスク評価等に基づき、青森県新型インフルエンザ等対策本部での議論を踏まえて、県民生活や県民経済活動への影響も考慮した適切なまん延防止対策を講じる。（保健衛生課、危機管理局、関係部局）

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

県及び保健所設置市は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）⁷や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）⁸等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。（健康医療福祉部）

6 本節において、特に根拠法令の記載や注釈がないものについては、特措法第 24 条第 9 項の規定に基づく要請として行うことを想定している。

7 感染症法第 26 条第 2 項の規定により準用する感染症法第 19 条

8 感染症法第 44 条の 3 第 1 項

県は、国や中核市と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者やその濃厚接触者等への対応や感染拡大防止対策等の必要な対策を実施する。（保健衛生課、保健所）

上記の対策については、国、JIHS や各学会等の知見やリスク評価、地域の流行状況を踏まえて、有識者や各種専門家、医療関係者等の助言を得て実施し、必要に応じて柔軟かつ機動的に見直す。（保健衛生課、保健所）

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の県民に対する要請等

3-1-2-1. 外出等に係る要請等

県は、地域の实情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。

また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域⁹において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請¹⁰や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請¹¹を行う。（健康医療福祉部）

県は、国の方針や要請を踏まえて、地域の实情並びに、有識者や専門家の助言等を考慮して青森県新型インフルエンザ等対策本部において必要と認めた場合には、県民に感染リスクが高まる場所等への外出、都道府県間の移動自粛又は生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを県民に要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、国の方針等を踏まえて、HP等の県が有する広報媒体を活用

9 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

10 特措法第31条の8第2項

11 特措法第45条第1項

し、報道機関の協力を得て、県民等に対し以下の取組を勧奨し、必要に応じてその徹底を要請する。（保健衛生課、関係部局）

・個人対策・地域対策・職場対策の強化として、県民、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策や、時差出勤の実施等を勧奨する。

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更¹²の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設¹³を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請¹⁴を行う。（健康医療福祉部、教育委員会、関係部局）

県は、国の方針や有識者・専門家の意見等を踏まえて、青森県新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置として感染拡大防止に係る措置を必要とすると認めた際は、事業者や学校等の多数の者が利用する施設の管理者等に対して営業時間の変更や休業要請などの必要な措置を要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局、教育委員会、関係部局）

12 特措法第31条の8第1項

13 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

14 特措法第45条第2項

（施行令第 11 条に規定する施設）

- i 学校（iiiに掲げるものを除く。）
- ii 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- iii 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設
- iv 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- v 集会場又は公会堂
- vi 展示場
- vii 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、個人防護具（感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する個人防護具をいう。）その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- viii ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ix 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- x 博物館、美術館又は図書館
- xi キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- xii 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- xiii 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- xiv 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（xiに該当するものを除く。）

※ i、iiの具体的な対象施設については別紙1を参照。

※ iii～xivの施設については、1,000㎡超の施設が対象¹⁵。

※ iii～xivの施設であって1,000㎡以下の施設についても、まん延防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、特措法施行令第11条第1項第15号の規定に基づき、厚生労働大臣が特に定めたカテゴリーの施設は、基本的対処方針を改め、特措法第45条の規定に基づき施設の使用制限等の要請等を行う。なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴いた上で判断する。

¹⁵ 例えば、床面積（事務スペース等の売場面積以外も含む。）が全フロアで1,200㎡、食料品フロアが300㎡の場合、食料品フロアを除いた床面積は900㎡となり、基準の1,000㎡以下となるが、全フロアの床面積が対象となるため、この施設自体は施設使用制限の対象となる。ただし、この施設の食料品売り場のみは施設使用制限の対象ではないため、食料品売り場のみ開くことができる。

3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請

県は、必要に応じて、上記 3-1-3-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する¹⁶。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、国の方針や有識者・専門家の意見等を踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置として感染拡大防止に係る措置を必要とすると認めた際は、事業者等に対し、従業員に対する検査勧奨等の必要な措置を要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局、関係部局）

3-1-3-3. 3-1-3-1 及び 3-1-3-2 の要請に係る措置を講ずる命令等

県は、上記 3-1-3-1 又は 3-1-3-2 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる¹⁷。（健康医療福祉部）

県は、事業者や施設管理者等が、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請に正当な理由なく応じない場合は、青森県新型インフルエンザ対策本部の了解を得た上で、要請に係る措置を講ずべきことを命ずるものとする。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

3-1-3-4. 施設名の公表

県は、上記 3-1-3-1 から 3-1-3-3 までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する¹⁸。（健康医療福祉部）

16 特措法第 31 条の 8 第 1 項及び第 45 条第 2 項

17 特措法第 31 条の 8 第 3 項及び第 45 条第 3 項。当該命令に違反した場合は、特措法第 79 条及び第 80 条第 1 号の規定に基づき過料が科され得る。

18 特措法第 31 条の 8 第 5 項及び第 45 条第 5 項

県は、事業者や施設管理者等が、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請に正当な理由なく応じず、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合は、青森県新型インフルエンザ対策本部の了解を得た上で、事業者名や施設名を公表するものとする。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

3-1-3-5. その他の事業者に対する要請

- ① 県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、国の方針や有識者・専門家の意見等を踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部において、感染拡大防止に係る措置を必要とすると認めた際は、事業者等に対して以下の協力を要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局、関係部局）

- ・新型インフルエンザ等感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること
- ・テレワークの推進や、学校等が臨時休業した場合の保護者である従業員への配慮 等

- ② 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。（健康医療福祉部）

県は、国の方針や学会のガイドライン等を踏まえて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、関係部局）

参考：新型コロナ対応における「感染防止安全計画」

参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベント（※1、2、3）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保する制度が 2021 年 11 月 19 日から導入され、安全計画の作成・実施を条件に、人数上限等の制限を一定程度緩和した。

イベント開催後、主催者等は結果報告書を都道府県に提出。問題発生時は都道府県から関係府省庁に共有し、関係府省庁は所管する業界等に対し原因究明や改善策を求めるなど、PDCA サイクルを確立した。

安全計画を策定しないイベントについては、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等がホームページ等で公表し、イベント終了日から 1 年間保管することとした。

（※1）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県においては 5,000 人超のイベント。

（※2）参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が 5,000 人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

（※3）「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県において、遊園地やテーマパーク等を含めることができる。

3-1-3-6. 学級閉鎖・休校等の要請

県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業¹⁹（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。（総務部、こども家庭部、健康医療福祉部、教育委員会）

19 学校保健安全法第 20 条

県は、国の方針やリスク評価、県内の流行状況等を踏まえて、学校や保育施設等における感染対策の実施に関する情報提供を行うとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業等について、地域の感染状況等に鑑み適切に実施するよう学校の設置者等に要請する。（こども家庭部、健康医療福祉政策課、保健衛生課、教育委員会、関係部局）

参考：新型コロナ対応における学校等の感染対策

学校における新型コロナ対策等については、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を行うことができるよう、学校の衛生管理の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成した。

また、学校保健安全法に基づく臨時休業については、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応ガイドライン」等において、学校の臨時休業の判断等に当たっての考え方を示した。

さらに、このような対応を行う場合には、学習に著しい遅れが生じることがないように、家庭学習の支援や登校日の設定、その他の指導の工夫（学習状況の確認等のための家庭訪問等）を行うことや、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、心のケア等に配慮すること等を促した。

3-1-4. 公共交通機関に対する要請

3-1-4-1. 基本的な感染対策に係る要請等

県は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。（交通・地域社会部、健康医療福祉部、観光交流推進部）

県は、国の方針や学会のガイドライン等を踏まえて、公共交通機関等に対し、利用者にマスクの着用等の呼びかけ等の感染対策を講ずるよう要請する。（交通・地域社会部、健康医療福祉政策課、保健衛生課、観光交流推進部）

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する国民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、

国民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人の接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、上記 3-1 に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる（まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の考え方については、3-3 に記載）。（健康医療福祉部）

県は、封じ込めを念頭に対応する時期においては、国の方針、有識者、専門家、医療機関等の意見、県内のリスク評価等を踏まえてまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を含め、強度の高い対策として講ずる内容を青森県新型インフルエンザ等対策本部において決定する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及び JIHS による分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。（健康医療福祉部）

県は、病原体の性状等に応じて対応する時期においては、国の方針、有識者、専門家、医療機関等の意見、県内のリスク評価等を踏まえて、対策として講ずる内容を青森県新型インフルエンザ等対策本部において決定する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

県が対策として講ずる内容については、病原体の性状等に応じて、柔軟かつ機動的に見直す。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の県民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記 3-2-1 と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。（健康医療福祉部）

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。（健康医療福祉部）

3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記 3-1 に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県が当該状況の発生について公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに国に必要な支援を要請する。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。（健康医療福祉部）

3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記 3-1-3-6 の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等²⁰を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。（総務部、こども家庭部、健康医療福祉部、教育委員会、関係部局）

20 特措法第 45 条第 2 項

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記 3-1 に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記 3-2-2 に記載した考え方にに基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う県民生活や県民経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。（健康医療福祉部）

県は、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、有識者、専門家、医療機関等の意見、県内のリスク評価、国の方針等を踏まえて、対策の長期化に伴う県民生活や県民経済活動への影響を勘案しながら、まん延防止対策について、青森県新型インフルエンザ等対策本部において、柔軟かつ機動的に必要な見直しを行う。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。（健康医療福祉部）

県は、関係機関、有識者、専門家、医療機関等の意見等を踏まえて青森県新型インフルエンザ等対策本部において、これまでのまん延防止対策についての評価を行い対策を見直し、これに基づき青森県感染症予防計画や新型インフルエンザ等対策青森県行動計画等に反映させる。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

3-3. まん延防止等重点措置・緊急事態措置の実施の要請の検討

上記 3-2 の考え方にに基づき対応するに当たり、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から③までのとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る手続等については、第 1 章第 3 節（「実施体制」における対応期）3-2 の記載を参照する。

県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施に当たっては、次の事項に配慮する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

- ① 県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。（健康医療福祉部）
- ② 国は、JIHS 及び都道府県等と緊密に連携し、JIHS 等から得られる科学的知見や都道府県の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び国民経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び国民経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等の意見も踏まえながら、まん延防止対策等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請するかどうかを青森県新型インフルエンザ等対策本部で検討する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

県は、青森県新型インフルエンザ等対策本部で必要と認めた場合には、国にまん延防止対策等重点措置又は緊急事態措置の実施を国に要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

- ③ 県は、以下のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、これらの措置の必要性や内容を判断する。（健康医療福祉部）

（ア） 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを県民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の要請も含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

（イ） 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、JIHS 等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、県民生活及び県民経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限

と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記（イ）と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う県民生活や県民経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

第4 ワクチン

【準備期】

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、必要量を迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

（2）所要の対応

1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

県及び保健所設置市は、大学等の研究機関に必要な協力を行う。また、県及び保健所設置市は、国及び JIHS が育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化に必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

県は、国や JIHS 等の要請に基づき、人材の育成や活用に必要な協力を行う。（保健衛生課、保健所、衛生研究所）

1-2. ワクチンの流通に係る体制の整備

県は、国の要請に応じて、市町村、県医師会、県卸売販売業者団体等と連携し、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下（ア）から（ウ）までの体制を構築する。（健康医療福祉部）

（ア） 管内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制

（イ） ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

（ウ） 市町村との連携の方法及び役割分担

県は、青森県感染症対策連携協議会等を活用し、関係団体等とのワクチンの円滑な流通を可能とする体制の構築を進める。（保健衛生課）

1-3. 特定接種²¹にかかる事業者の登録等

県及び市町村は、国が進める特定接種対象者の登録及び登録に係る周知に協力する。（健康医療福祉部）

県は、国の要請に基づき特定接種対象者の登録等について関係団体や機関等に周知する。（保健衛生課）

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。市町村又は県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（健康医療福祉部）

県は、市町村が行う訓練等を支援する。（保健衛生課）

県は、臨時接種等を行う体制を構築する場合には、市町村に準じて必要な準備を進める。（保健衛生課）

1-4-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。（健康医療福祉部、関係部局）

特定接種の対象となる事業者を登録する際には、接種体制の構築を登録要件とする。（厚生労働省）

21 特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

1-4-3. 住民接種

市町村又は県は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア） 市町村又は県は、国等の協力を得ながら、当該市町村内又は県内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る²²。（健康医療福祉部）
- （イ） 市町村又は県は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村又は県以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。（健康医療福祉部）
- （ウ） 市町村又は県は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、市町村が行う迅速な予防接種等を実現するための準備に必要な協力をする。（保健衛生課）

22 予防接種法第6条第3項

【初動期】

(1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を国から速やかに収集し、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 早期の情報収集

市町村及び県は、国が早期に行うワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を収集する。（健康医療福祉部）

県は、予防接種の実施に係る情報を収集し、各市町村に情報提供する。（保健衛生課）

2-1-2. 接種体制の構築

市町村又は県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、市町村が行う予防接種体制の構築に必要な協力をする。（保健衛生課）

接種会場において必要と想定される物品

| <u>【準備品】</u> | <u>【医師・看護師用物品】</u> |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 | <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト |
| <u>接種会場の救急体制を踏まえて、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</u> | <u>【文房具類】</u> |
| ・ <u>血圧計等</u> ・ <u>静脈路確保用品</u> | <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ |
| | <u>【会場設営物品】</u> |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・<u>輸液セット</u> ・<u>生理食塩水</u> ・<u>アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</u> | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>机</u> <input type="checkbox"/> <u>椅子</u> <input type="checkbox"/> <u>スクリーン</u> <input type="checkbox"/> <u>延長コード</u> <input type="checkbox"/> <u>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤</u> <input type="checkbox"/> <u>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫</u> <input type="checkbox"/> <u>耐冷手袋等</u> |
|--|---|

2-1-3. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う²³。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請する²⁴ことを検討する。（健康医療福祉部）

県は、市町村が行う医療関係者への協力要請等に必要な協力をする。（保健衛生課）

県は、接種に携わる医療従事者が不足する場合には、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを青森県新型インフルエンザ等対策本部や青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等で検討する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

23 特措法第31条第3項及び第4項

24 特措法第31条の2及び第31条の3

【対応期】

(1) 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチン等の流通体制の構築

県は、国の要請に基づき、ワクチン等を円滑に流通できる体制の構築に努める²⁵。（健康医療福祉部）

県は、国の要請に基づき、ワクチンを円滑に流通できる体制について、青森県新型インフルエンザ等対策本部本部や青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等での検討に基づき、体制を構築する。（保健衛生課、健康医療福祉政策課、危機管理局）

3-2. 接種体制

市町村又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（健康医療福祉部）

県は、市町村が行う予防接種に必要な協力をする。（保健衛生課）

3-2-1. 特定接種

国において特定接種の実施が決定された場合は、県及び市町村は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康医療福祉部）

県は、国が特定接種の実施を決定した際には、国と連携し、医療関係者等の協力も得ながら特定接種を行う。（総務部、保健衛生課）

県は、市町村が行う特定接種に必要な協力をする。（保健衛生課）

25 予防接種法第6条

（特定接種の概要）

① 接種体制の構築等

ア 医療従事者の確保

- i) 特定接種の実施主体が接種に携わる医療従事者の確保ができないような場合、厚生労働大臣及び都道府県知事は、特措法第31条の規定に基づき、医師、看護師その他政令で定める医療関係者に対し、特定接種の実施に関し必要な協力の要請等を行うことを検討する。
- ii) 接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、特措法第31条の2及び第31条の3に基づき歯科医師、診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。歯科医師等に接種を実施させる場合は、厚生労働省は、関係団体と連携し、歯科医師等に対する接種に係る研修の機会を提供する。

イ 登録事業者又は事業者団体における接種体制の構築

- i) 原則として、登録事業者ごとの接種対象者数は事前に登録している人数を上回らないものとする。
- ii) 登録事業者又は事業者団体は、予定した接種体制に変更がある場合は、業種の担当省庁を経由して、厚生労働省へ登録する。
- iii) 医療従事者への接種は、勤務する医療機関において実施する。

ウ 厚生労働省は、業種の担当省庁の協力を得て、以下の手順を基本とし、接種の調整を行う。

- i) 登録事業者に対し、政府対策本部が決定した特定接種の総枠及び接種対象者数を通知する。
- ii) 登録事業者に対し、企業内診療所において接種する場合は、接種体制を構築するよう求め、医療機関等に委託することとしていた場合は、あらかじめ協定を結んだ医療機関等に、接種の実施を依頼するよう求める。
- iii) 業種の担当省庁に対し登録事業者ごとの、接種予定医療機関名、接種予定者数及びその合計数を把握することを求める。厚生労働省は必要に応じて業種の担当省庁へこれらの情報について提出するよう求めることができる。
- iv) 登録事業者は、国、地域医師会の協力を得て、各接種実施医療機関（企業内診療所を含む。以下同じ。）と接種体制を構築する。

v) 厚生労働省は、登録事業者から提出を受けた接種予定人数を踏まえて、都道府県等の協力を得て、ワクチン供給予定日を伝達するとともに、接種予定医療機関（企業内診療所を含む。）にワクチンが供給されるよう調整する。

エ 登録事業者と各接種実施医療機関は、厚生労働省から伝達されたワクチン配分量等を踏まえて、接種日時等を決定し、接種を実施する。

オ 登録事業者は、従業員に対して予防接種について説明し、同意を得た上で接種予定者名簿を作成する。登録事業者は各接種実施医療機関に接種予定者名簿を提出することとし、各接種実施医療機関における接種対象者の確認は、接種予定者名簿及び職員証等で行う。

② 接種の実施

国は、整備されたシステムを活用し、スマートフォン等に接種会場等、接種に関する情報の提供を行う。接種を受けることとした接種対象者は、事前にスマートフォン等から予診情報を入力する。

接種を行う者は、整備した基盤を活用し、マイナンバーカード等による正確な本人確認を実施した上で、接種を行う（マイナンバーカードを保有していない接種対象者については別の方法で本人確認を行う）。接種を実施した後は、接種記録をシステムに速やかに入力する。

③ 報告・公表等

登録事業者は、実際に接種した人数を集計するとともに、業種の担当省庁に報告する。業種の担当省庁は、接種者数を厚生労働省に報告し、厚生労働省が集計する。

登録事業者として登録された事業者については、その事業者名を登録完了時に公表されるものとする。また、登録事業者として登録した事業者は、「業務を継続的に実施するよう努めなければならない」（特措法第4条第3項）が、他の国民への接種よりも先に接種することからも、このような義務を果たすことを担保するため、特措法上の公共性・公益性と登録事業者の利益の程度に応じた義務を明確にする。このため、届出及び公表に関する事項については、登録に関する実施要領において別途定めるものとするが、基本的枠組としては、新型インフルエンザ等の発生後、登録事業者は、業種を担当する省庁に業務の

継続状況に関する事項を届出し、業種を担当する省庁は、接種を実施した事業者名等を公表するものとする。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

市町村又は県は、国の定める接種順位に基づき、接種体制の準備を行う。
（健康医療福祉部）

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

市町村又は県は、国の要請に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
（健康医療福祉部）

県は、市町村が行う住民接種の準備に必要な協力をする。（保健衛生課）

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

市町村又は県は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、市町村又は県は、国の要請に基づき、国に対し接種に関する情報提供を行う。（健康医療福祉部）

県は、国の要請に基づき、県内での接種に関する情報を国に提供する。（保健衛生課）

3-2-2-4. 接種体制の拡充

市町村又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。
（健康医療福祉部）

県は、市町村が行う医療機関以外の接種会場の増設や社会福祉施設の入所者等への接種体制の構築に必要な協力をする。（保健衛生課）

3-2-2-5. 接種記録の管理

国、県及び市町村は、相互に接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康医療福祉部）

県は、市町村が行う接種記録の管理に必要な協力をする。（保健衛生課）

3-3. 情報提供・共有

市町村又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国から情報提供・共有される最新の科学的知見や海外の動向等の情報を含むワクチンの安全性などの予防接種に係る情報や適切な安全対策について、県民等への適切な情報提供・共有を行う。（健康医療福祉部）

県は、市町村が行う予防接種に係る県民への情報提供・情報共有に必要な協力をする。（保健衛生課）

（有識者会議で寄せられた意見への対応部分 R7. 1. 31 会議資料 2 No. 31）

県は、HP 等の県の広報媒体や相談窓口等を活用し、報道機関の協力を得て県民が正しい情報に基づき予防接種について判断できるよう、国が示す科学的知見に基づくワクチンの安全性などの必要な情報提供・共有を行う。（保健衛生課）

第5 医療

【準備期】

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、県は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 基本的な医療提供体制

- ① 県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記 1-1-1 から 1-1-7 までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、外来診療を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。（健康医療福祉部）
- ② 県は、国が有事に示す、患者の医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に係る症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準に基づき、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう機動的な運用を行う。（健康医療福祉部）
- ③ 上記の有事の医療提供体制を平時から準備することで、感染症危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供する。（健康医療福祉部）
- ④ 県は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地域における有事の司令塔機能を果たす部局を平時から明確化し、体制整備を行う。（健康医療福祉部）

県は、青森県感染症対策連携協議会、新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等を活用し、以下の関係機関等の有事の役割分担を整理し、有事には県民などに対して必要な医療を提供する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

（社会対応版の実施体制を参照）

保健所は、地域新型インフルエンザ等対策協議会等を活用し、地域における関係機関等と連携して有事に患者等に医療を提供するための体制を構築する。（保健所）

1-1-1. 相談センター

県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。（健康医療福祉部）

県は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した時点で、早期に保健所に相談センターを整備する。（保健衛生課）

相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、国が示す症例定義等を踏まえて感染症指定医療機関等での受診の調整を行う。（保健所）

1-1-2. 感染症指定医療機関

新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表²⁶前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。（健康医療福祉部、病院局）

県は、国による公表前においては、主に感染症指定医療機関と連携して県民等に医療を提供する。（保健衛生課、病院局）

1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関²⁷（第一種協定指定医療機関²⁸）

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、

26 感染症法第 16 条第 2 項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表をいう。以下同じ。

27 感染症法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関をいう。

28 感染症法第 6 条第 16 項に規定する第一種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置²⁹の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。（健康医療福祉部）

県は、国の方針を踏まえて青森県新型インフルエンザ等対策本部で必要と判断した場合には、病床を確保するため、医療措置協定を締結した医療機関に病床確保を要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

県は、県内での流行状況及び保健所の意見等を踏まえて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関に、その後、順次その他の協定締結医療機関に対応を要請していくものとする。（保健衛生課）

要請に当たっては、各医療機関の医療提供体制の準備状況等に留意する。（保健衛生課）

県は、保健所を中心として、平時から、地域新型インフルエンザ等対策協議会を活用するなどして、地域の協定締結医療機関への要請方法等について協議しておくものとする。（保健衛生課）

1-1-4. 外来診療を行う協定締結医療機関³⁰（第二種協定指定医療機関³¹）

外来診療を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設け、発熱患者の診療を行う。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。（健康医療福祉部）

県は、国の方針を踏まえて青森県新型インフルエンザ等対策本部で

29 感染症法第36条の9第1項に基づく、感染症の流行初期に病床確保や外来診療を行う協定締結医療機関に対して、補助金・診療報酬が充実するまでの一定期間、感染症の流行前と同水準の収入を補償する措置（病床確保を行う協定締結医療機関は外来も含めた診療報酬収入を補償、外来診療のみを行う協定締結医療機関は外来分の診療報酬収入を補償。）。

30 感染症法第36条の2第1項第2号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関。

31 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

必要と判断した場合には、外来診療を確保するため、医療措置協定を締結した医療機関に外来診療の提供を要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

県は、県内での流行状況及び保健所の意見等を踏まえて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関に、その後、順次その他の協定締結医療機関に対応を要請していくものとする。（保健衛生課）

要請に当たっては、各医療機関の医療提供体制の準備状況等に留意する。（保健衛生課）

県は、保健所を中心として、平時から、地域新型インフルエンザ等対策協議会を活用するなどして、地域の協定締結医療機関への要請方法等について協議しておくものとする。（保健衛生課）

1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関³²（第二種協定指定医療機関）

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。（健康医療福祉部）

県は、国の方針等を踏まえて、新型インフルエンザ等の患者等に対して自宅、宿泊療養所又は高齢者施設等における療養を要請する場合には、自宅療養者等への医療の提供に係る協定を締結した医療機関に協定に基づく医療の提供を要請する。（保健衛生課）

要請に当たっては、各医療機関の医療提供体制の準備状況等に留意する。（保健衛生課）

県は、保健所を中心として、平時から、地域新型インフルエンザ等対策協議会を活用するなどして、地域の協定締結医療機関への要請方法等について協議しておくものとする。（保健衛生課）

32 感染症法第 36 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関³³

後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。（健康医療福祉部）

県は、国の方針等を踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部で必要と判断した場合には、後方支援を行う病床を確保するため、医療措置協定を締結した医療機関に、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

要請に当たっては、各医療機関の医療提供体制の準備状況等に留意する。（保健衛生課）

県は、保健所を中心として、平時から、地域新型インフルエンザ等対策協議会を活用するなどして、地域の協定締結医療機関への要請方法等について協議しておくものとする。（保健衛生課、保健所）

1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関³⁴

医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。（健康医療福祉部）

県は、国の方針等を踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部で必要と判断した場合には、医療人材の派遣に係る協定を締結した医療機関に、医療人材の派遣を要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

要請に当たっては、各医療機関の医療提供体制の準備状況等に留意する。（保健衛生課）

33 感染症法第36条の2第1項第4号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

34 感染症法第36条の2第1項第5号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

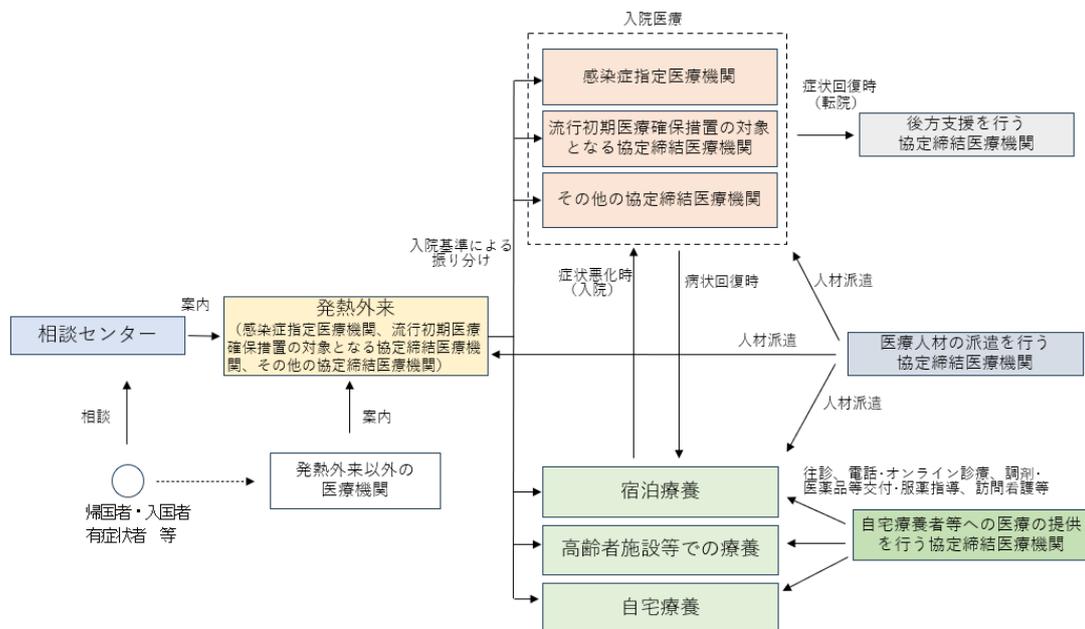
- ① 県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定する³⁵とともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する³⁶。
（健康医療福祉部）
- ② 県及び保健所設置市は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ³⁷、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に周知を行う。（健康医療福祉部）

県は、青森県感染症予防計画に基づく医療提供体制を確保するため、青森県感染症対策連携協議会等を活用し関係団体や医療機関等と連携して取り組んでいく。（保健衛生課）

県は、宿泊療養施設について、事前に中核市や関係団体等と運営方法等について協議する。（保健衛生課）

<基本的な医療提供体制の構図>

都道府県：地域における医療関連の司令塔



35 感染症法第 10 条第 2 項第 6 号及び第 8 項
 36 感染症法第 36 条の 3
 37 感染症法第 36 条の 6 第 1 項第 1 号ロ

1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ① 県、保健所設置市及び医療機関は、国や JIHS が行う研修や訓練等を通じて、人工呼吸器や ECMO³⁸等を扱う医療人材や感染症専門人材の育成を推進する。（健康医療福祉部）
- ② 県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、医療機関、医療人材（災害・感染症医療業務従事者を含む。）、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施し、研修や訓練の結果を国へ報告する。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、国や JIHS が行う研修や訓練等を活用して、人工呼吸器や ECMO 等を扱う医療人材、感染症専門人材及び災害・感染症医療業務従事者（DMAT・DPAT・災害支援ナース）等の医療人材の育成を推進する。（医療薬務課、保健衛生課、障害福祉課）

1-4. 医療機関の設備整備・強化等

- ① 県は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。（健康医療福祉部）
- ② 医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。（健康医療福祉部）

県は、国庫補助を活用するなどして感染症指定医療機関や協定締結医療機関の施設整備及び設備整備を支援するとともに、国の求めに応じて準備状況の定期的な確認を行う。（保健衛生課）

1-5. 臨時の医療施設等の取扱いの整理

県は、国による整理を踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法について検討する。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、国の方針を踏まえて、臨時の医療施設の設置、運営及び医療人材の確保等について関係団体等と検討をする。（保健衛生課）

38 体外式膜型人工肺（Extracorporeal Membrane Oxygenation）の略。人工肺とポンプを用いて体外循環回路により治療を行う。

1-6. 連携協議会等の活用

県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。

また、県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用³⁹しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、青森県感染症対策連携協議会等を活用し、患者等の相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供の基本的な方針等について整理する。（保健衛生課）

保健所は、地域新型インフルエンザ等対策協議会等を活用し、圏域における医療の提供体制を整理する。（保健所）

1-7. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

- ① 県は、特に配慮が必要な患者⁴⁰について、患者の特性に応じた受入れについて関係機関等との連携等の体制確保を行う。（健康医療福祉部）
- ② 県は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。（健康医療福祉部、危機管理局）

保健所は、特に配慮が必要な患者の受け入れについて、前項で整理した医療提供体制を活用し必要な調整を行う体制を構築する。（保健所）

県は、圏域において特に配慮が必要な患者の受け入れが困難な場合の広域的な対応について、あらかじめ保健所、医療機関、消防機関等との間で協議を行う。（保健衛生課）

39 感染症法第 63 条の 3 第 1 項

40 精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障害児者、認知症の人、がん患者、外国人等

【初動期】

（１）目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から県民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

県は、国から提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、県は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

（２）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

県は、国や JIHS と連携して新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する情報（感染症発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等）について、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知し、医療機関はこれらの情報も踏まえ、県からの要請に備えて必要な準備を行う。（健康医療福祉部）

県は、青森県感染症対策連携協議会や新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等を活用し、県医師会をはじめとする関係団体の協力を得て、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症に関する情報について、保健所、医療機関、消防機関及び高齢者施設等に周知するとともに、必要な準備を要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

2-2. 医療提供体制の確保等

① 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（健康

医療福祉部）

- ② 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う⁴¹。（健康医療福祉部）
- ③ 県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（健康医療福祉部）
- ④ 県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。（健康医療福祉部）

県は、保健所を中心として準備期において整理した患者等の受診体制について迅速に整備する。保健所においては、地域新型インフルエンザ等対策協議会等を活用し、圏域における医療提供体制を確保する。（保健衛生課、保健所）

県は、国の方針等に基づき、医療機関に G-MIS への必要事項を入力するよう要請する。（保健衛生課）

県は、国が示す症例定義を踏まえて、新型インフルエンザ等に該当する可能性がある患者が受診した際には、直ちに保健所に連絡するよう、県医師会等の協力を得て医療機関に要請する。（保健衛生課）

県は、市町村等と連携して、地域の医療提供体制や相談センターへの相談方法、医療機関への受診方法を住民等に周知する。（保健衛生課）

2-3. 相談センターの整備

- ① 県及び保健所設置市は、国の要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。（健康医療福祉部）
- ② 県は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。（健康医療福祉部）

県は、国の要請に基づき、保健所に相談センターを設置し新型イン

41 感染症法第 36 条の 5

フルエンザ等に感染した疑いのある者について、感染症指定医療機関への受診につなげる。（保健衛生課）

県は、県医師会等の協力を得て、医療機関に対し、症例定義に該当する有症状者等からの相談があった場合は、相談センターに連絡するよう要請する。（保健衛生課）

【対応期】

（１）目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、県は、提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

（２）所要の対応

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ① 県は、国及び JIHS から提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限⁴²を行使する。（健康医療福祉部、危機管理局）
- ② 県は、準備期において連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定⁴³に基づき必要な医療を提供するよう要請する。（健康医療福祉部）
- ③ 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定⁴⁴に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。（健康医療福祉部）

42 感染症法第 63 条の 4

43 感染症法第 36 条の 3

44 感染症法第 36 条の 3

- ④ 県は、流行初期に病床確保や外来診療を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、流行前と同水準の収入を補償⁴⁵する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。（健康医療福祉部）

県は、国や JIHS から提供された情報等を、青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等を活用し、県医師会等の関係団体の協力を得て、保健所、医療機関、消防機関、高齢者施設等に周知する。（保健衛生課）

県は、各圏域の感染状況や医療提供体制の状況及び保健所の意見を踏まえて、協定締結医療機関に対応を要請するなどして段階的に圏域における医療提供体制を拡充する。保健所においては、国の方針を踏まえて患者の入院又は宿泊療養等の振り分け等の調整を行う。（保健衛生課、保健所）

要請に当たっては、各医療機関の医療提供体制の準備状況等に留意する。（保健衛生課）

県は、流行初期に医療を提供する流行初期医療確保措置協定締結医療機関に、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの期間、流行前と同水準の収入を保証する措置を行う。（保健衛生課）

県は、国庫補助等を活用するなどして、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。（保健衛生課）

- ⑤ 県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。（健康医療福祉部）

- ⑥ 医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う⁴⁶。（健康医療福祉部）

- ⑦ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-

45 病床確保を行う協定締結医療機関は外来も含めた診療報酬収入を補償、外来診療のみを行う協定締結医療機関は外来分の診療報酬収入を補償

46 感染症法第 36 条の 5

MIS) を通じて県へ報告を行う。県は、国等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。(健康医療福祉部)

- ⑧ 県及び保健所設置市は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、外来診療、入院医療機関、宿泊療養施設等での移動手段を確保する。また、住民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。(健康医療福祉部、危機管理局)

- ⑨ 県は、外来診療以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な外来診療を案内するよう要請する。(健康医療福祉部)

県は、国の方針に基づき、医療機関に G-MIS への確実な入力を要請する。(保健衛生課)

県及び保健所は、G-MIS のデータ等を参考にしながら、必要な入院調整や感染症対策物資等の提供等を行う。(保健衛生課、保健所)

県は、県と包括連携協定を締結した団体等と連携するなどして、患者及び症状が回復した者の移動手段を外部委託することを検討する。(保健衛生課)

県は、HP 等の広報媒体を活用し、報道機関の協力を得て、県民等に対し適切な受診行動を周知する。(保健衛生課)

県は、外来診療（発熱外来）以外の医療機関に対して、青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等を活用し、県医師会等の関係団体の協力を得て、患者等からの相談に応じて、相談センターを紹介するなど適切な外来診療につなげるよう要請する。(健康医療福祉政策課、保健衛生課)

- ⑩ 県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。(健康医療福祉部)

- ⑪ 県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる外来診療の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知する。(健康医療福祉部)

- ⑫ 県は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。（健康医療福祉部）

保健所は、圏域ごとに、特に配慮が必要な患者について、関係機関と連携して必要な医療を提供する。（保健衛生課、保健所）

県は、市町村と協力して、医療機関への正しい受診方法について周知する。（保健衛生課）

県は、県医師会等の関係団体や青森県新型インフルエンザ等医療対策会議や地域新型インフルエンザ等対策協議会等を通じて、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう医療機関に要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう国から要請があった場合は、県はこれに応じた所要の対応を行う。（健康医療福祉部）
- ② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定⁴⁷に基づき、県からの要請に応じて、病床確保又は外来診療を行う。（健康医療福祉部）
- ③ 県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。（健康医療福祉部）
- ④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届出を行う⁴⁸。（健康医療福祉部）
- ⑤ 県、保健所設置市及び保健所は、新型インフルエンザ等の患者が発生し

⁴⁷ 感染症法第36条の3

⁴⁸ 感染症法第12条第1項

た場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に当該患者を移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。（健康医療福祉部）

県は、国から感染症指定医療機関に加えて流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても医療を提供する体制を確保するよう要請があった場合は、青森県感染症対策連携協議会や地域新型インフルエンザ等対策協議会等を活用し、保健所からの意見を踏まえて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関に医療の提供を要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

要請に当たっては、各医療機関の医療提供体制の準備状況等に留意する。（保健衛生課）

県は、県医師会や関係団体等を通じ、医療機関に対し、症例定義を踏まえて、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。（保健衛生課）

保健所は、新型インフルエンザ等の患者が発生したら、迅速に自ら又は地域新型インフルエンザ等対策協議会等で入院調整を行い、感染症法に基づき患者に医療を提供する医療機関に受診させる。入院調整に当たっては、地域新型インフルエンザ等対策協議会等の活用等により医療機関と適切に連携して対応する。（保健所）

⑥ 県は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、3-3②の臨時の医療施設を設置する場合を想定し、必要に応じて迅速に設置することができるよう、準備期に整理した臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。（健康医療福祉部）

県は、事前の準備に基づき、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫度合いを踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部、青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等において臨時の医療施設の設置を検討する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

3-2-1-2. 相談センターの強化

県及び保健所設置市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを

強化し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに外来診療の受診につなげる。（健康医療福祉部）

県は、相談センターにおける対応状況を踏まえてその体制の強化を検討し、必要に応じて、相談センターへの相談方法等を住民等に周知する。（保健衛生課）

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 県は、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等⁴⁹が中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。（健康医療福祉部）
- ② 協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定⁵⁰に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。（健康医療福祉部）
- ③ 県、保健所設置市及び保健所は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に当該患者を移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。（健康医療福祉部）
- ④ 県は、病床使用率が高くなってきた場合には、国が示す判断の指標に基づき基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。（健康医療福祉部）
- ⑤ 県は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。（健康医療福祉部）

49 公的医療機関等以外の医療機関のうち新型インフルエンザ等に対応することができる医療機関を含む。

50 感染症法第36条の3

- ⑥ 県及び保健所設置市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。（健康医療福祉部）

県は、圏域の流行状況を踏まえて、地域新型インフルエンザ等対策協議会での議論や保健所の意見を踏まえて、必要に応じて協定締結医療機関に対して協定内容の実行を要請する。（保健衛生課）

要請に当たっては、各医療機関の医療提供体制の準備状況等に留意する。（保健衛生課）

保健所は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に必要な入院調整等を行い、感染症法に基づき患者に医療を提供する医療機関を受診させる。入院調整に当たっては、地域新型インフルエンザ等対策協議会等を活用し医療機関と適切に連携して対応する。（保健所）

保健所は、圏域の病床使用率が高まってきた場合には、国が示す判断の指標に基づき重症化する恐れの高い患者等を優先的に入院させるものとする。（保健所）

県は、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制の強化や後方支援を行う医療機関への転院を進めるため、地域新型インフルエンザ等対策協議会や保健所の意見を踏まえて、協定を締結した医療機関等に対応を要請する。また、必要に応じて、医療人材の派遣に係る協定を締結した医療機関に対し、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。（保健衛生課）

県は、自宅療養及び宿泊療養施設等において、患者の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。（保健衛生課）

3-2-2-2. 相談センターの強化

上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。（健康医療福祉部）

県は、相談センターにおける対応状況を踏まえてその体制の強化を検討する。（保健衛生課）

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

県は、国から相談センターを通じて外来診療の受診につなげる仕組みから、有症状者が外来診療を直接受診する仕組みに変更するよう要請があった場

合は、当該要請に応じて所要の措置を講ずるとともに、市町村と協力して、住民等への周知を行う。（健康医療福祉部）

県は、国から、有症者が相談センターを通じて外来診療（発熱外来）の受診につなげる仕組みから外来診療（発熱外来）に直接受診する仕組みに変更するよう要請があった場合には、新型インフルエンザ等対策青森県専門家会議等の意見を踏まえて青森県新型インフルエンザ等対策本部において体制の変更を決定し、関係団体等を通じて医療機関に周知するとともに、市町村と協力して県民に周知する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。（健康医療福祉部）

県は、国の方針に基づき、通常の医療提供体制に段階的に移行することについて、新型インフルエンザ等対策青森県専門家会議等の意見を踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部で決定する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

3-3. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

県は、上記 3-1 及び 3-2 の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、必要に応じて、以下①から③までの取組を行う。

- ① 県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。県は、必要に応じて総合調整権限⁵¹・指示権限⁵²を行使する。（健康医療福祉部）
- ② 県は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の情報を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う。（健康医療福祉部）

県は、前記の取組では対応が困難となるおそれがあると判断した場

51 感染症法第 44 条の 5 第 1 項及び第 63 条の 3

52 感染症法第 63 条の 2 及び第 63 条の 4

合には、必要に応じて以下の取組を行うことについて、新型インフルエンザ等対策青森県専門家会議等の意見を踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部で決定する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

- ・ 圏域を越えた連携の調整
- ・ 臨時の医療施設の設置
- ・ その他必要と認める措置

③ 県は、上記の①及び②の対応を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下（ア）から（ウ）までの対応を行うことを検討する。（健康医療福祉部）

- （ア）第5章第3節（「まん延防止」における対応期）3-1-2 及び 3-1-3 の措置を講ずること。
- （イ）適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。
- （ウ）対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施の要請⁵³等を行うこと。

県は、まん延防止等に係る県民への要請やまん延防止重点措置又は緊急事態措置の国への要請等において、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下の対応を行うことを検討する。（保健衛生課）

- ・ 通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供についての方針を示すこと
- ・ 対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施を要請すること

53 特措法第31条

第6 治療薬・治療法

【準備期】

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や県民経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国などの関係機関と連携し、国が主導する治療薬・治療法の研究開発体制の構築に協力するほか、計画的に抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

（2）所要の対応

1-1. 研究開発体制の構築への協力

県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、国及び研究機関と連携し、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

1-2. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

県及び保健所設置市は大学等の研究機関に必要な協力を行う。

また、県及び保健所設置市は、国及び JIHS が育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化に必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

県は、国や研究機関からの要請に基づき、臨床研究の実施に必要な協力を行う。（保健衛生課）

県は、国や JIHS からの要請に基づき、臨床研修等の実施体制の強化に必要な協力を行う。（保健衛生課）

1-3. 治療薬・治療法の活用に向けた整備

1-3-1. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及び JIHS が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。（健康医療福祉部）

県は、国及び JIHS が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるように、青森県感染症対策連携協議会等を活用し、県医師会等の関係

団体の協力を得て医療機関と情報を共有するとともに、必要に応じて医療機関における実施体制を確認する。（保健衛生課）

1-3-2. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備

県は、抗インフルエンザウイルス薬について、国が定める基準を踏まえ、計画的に備蓄する。（健康医療福祉部）

県は、国の方針に従い、抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄する。

（有識者会議で寄せられた意見への対応部分 R7. 1. 31 会議資料 2 No. 19）

県は、県民に対して、家庭内で解熱鎮痛剤や咳止め薬など OTC（一般用医薬品）の常備を推奨することについて、HPやSNS等で周知を図る。（保健衛生課）

【初動期】

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、国が実施する治療薬の配分に協力する。また、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用を要請する。

(2) 所要の対応

2-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

県は、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等について、国及び JIHS と双方向的な情報共有を行う。(健康医療福祉部)

県は、新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の研究開発動向や臨床情報等について、国及び JIHS と情報共有する。(保健衛生課)

2-2. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-2-1. 医療機関等への情報提供・共有

県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及び JIHS が示す診断・治療に資する情報など診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。(健康医療福祉部)

県は、国及び JIHS が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるように、青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等を活用し、県医師会等の関係団体の協力を得て医療機関と情報を共有する。(健康医療福祉政策課、保健衛生課)

2-2-2. 治療薬の配分

県は、国が供給量に制限がある治療薬を必要な患者に対して適時に公平な配分を行うことについて必要な協力を行う。(健康医療福祉部)

県は、国からの要請に基づき、治療薬の配分に必要な協力をする。(保健衛生課)

2-2-3. 治療薬の流通管理及び適正使用

県は、国が医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請することや、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導することについて必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

県は、国からの要請に基づき、医療機関や薬局に対する新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用することの要請や買い込みをしないこと等の適切な流通を指導することについて、必要な協力を行う。（保健衛生課）

2-3. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

① 県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。（健康医療福祉部）

② 県は、国が医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請することについて必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

県は、国からの情報等により、必要に応じて県内の卸業者等の協力を得ながら、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量を把握する。（保健衛生課）

県は、国からの要請に基づき、医療機関に対し、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して予防投与を行うことを要請することについて青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等を活用し、県医師会等の関係団体と連携して、必要な協力を行う。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

③ 県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。（健康医療福祉部）

④ 県は、県内での感染拡大に備え、国と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（健康医療福祉部）

保健所は、国の方針に基づき、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者や、医療従事者又は救急隊員等のうち十分な防御なく暴露した者に対し、抗インフルエンザウイルスの予防投与や有症時に速やかに保健所に連絡すること等の対応について指導する。（保健所）

県は、国と連携し、青森県感染症対策連携協議会や青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等を活用し、関係団体の協力を得て、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

【対応期】

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、治療薬及び対症療法薬の適切な使用・流通を指導し、必要に応じて確保・配分を行う。また、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況及び患者の発生状況の増減を踏まえ、国備蓄分の配分調整の要請や、備蓄の補充を行う。

（２）所要の対応

3-1. 治療薬の流通管理

- ① 県は、国が引き続き医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請することや、それらの流通状況を調査し、過剰な量の買い込みをしない等、適正な流通を指導することについて必要な協力を行う。（健康医療福祉部）
- ② 県は、国が医療機関や薬局に対し、対症療法薬を適切に使用するよう要請するとともに、それらの流通状況を調査し、適正な流通を指導することについて必要な協力を行う。（健康医療福祉部）
- ③ 県は、必要に応じ、国の要請により増産された治療薬を確保する。（健康医療福祉部）
- ④ 県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。（健康医療福祉部）

県は、国からの要請に基づき、医療機関や薬局に対し、新型インフルエンザ等の治療薬を適正に使用するよう要請することや過剰な量の買い込みをしない等、適正な流通を指導することについて、青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等を活用し、県医師会や県薬剤師会等の関係団体と連携して、必要な協力を行う。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

県は、国からの要請に基づき、医療機関や薬局に対し、対症療法薬を適切に使用することを要請することや適正な流通を指導することについて、青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等を活用し、県医師会や県薬剤師会等の関係団体と連携して、必要な協力を行う。（保健衛生課）

県は、必要に応じて、県内の卸業者等の協力を得て、治療薬を確保する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、必要に応じて、青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等を活用し、県医師会や県薬剤師会等の関係団体の協力を得て治療薬を円滑に流通させる。（保健衛生課）

3-2. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量及び流通状況を把握のうえ国に報告する。また、必要に応じて、国備蓄分の配分等の調整を国に要請する。（健康医療福祉部）
- ② 県は、国が医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定することについて必要な協力を行う。（健康医療福祉部）
- ③ 県は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。（健康医療福祉部）

県は、国からの要請に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量及び流通状況を把握して国に報告する。また、青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等の意見を踏まえて必要と認める場合には、国備蓄分の配分等の調整を国に要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

県は、県内での感染が拡大した場合は、国が医療機関に対し、患者の濃厚接触者等への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせることや、患者の同居者への予防投与について期待される効果を評価した上で継続の有無を決定するよう要請することについて、青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等を活用し、県医師会等の関係団体の協力を得て必要な協力を行う。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

|

第9章 検査

【準備期】

（1）目的

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。

新型インフルエンザ等の発生時には、検査の実施により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に検査体制の拡大を速やかに実施できる体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、県と保健所設置市が適切にそれぞれの感染症予防計画に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、検査体制の整備においては、JIHSや衛生研究所等のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等⁵⁴との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。

（2）所要の対応

1-1. 検査体制の整備

54 試薬・検査機器の製造から流通に係る事業者や検体の搬送に係る運送事業者等をいう。

- ① 県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、検査体制を速やかに整備できるように、民間検査機関又は医療機関と検査等措置協定を締結するなど、平時から計画的に準備を行う。（健康医療福祉部）

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、青森県感染症予防計画に基づく数値目標を目標に、衛生研究所の体制を整備するとともに、民間検査機関等と検査等措置協定を締結するなどの準備を行う。（保健衛生課）

- ② 県及び保健所設置市は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。（健康医療福祉部）

県は、有事において検査を円滑に実施するため、検査物資の備蓄及び確保に努める。（衛生研究所、保健所）

（有識者会議で寄せられた意見への対応部分 R7.1.31 会議資料 2 No.8）

県は、有事に検査試薬や検査機器等を確保するため、青森県臨床検査技師会との協定を締結するなどの準備を行う。（保健衛生課）

- ③ 県及び保健所設置市は、それぞれの感染症予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化⁵⁵に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。（健康医療福祉部）

県は、国からの要請に基づき、衛生研究所や検査等措置協定を締結した検査機関における検査体制についての情報を把握し、国に報告する。（保健衛生課）

55 予防計画に基づく都道府県等に対する検査体制整備要請等をいう。

1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 県及び保健所設置市は、それぞれの感染症予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。衛生研究所や検査等措置協定締結機関等は、国がJIHSと連携して実施する研修や訓練を活用し、国、県及び保健所設置市と協力して検査体制の維持に努める。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制等の確保について、有事に必要な情報を速やかに把握するために、必要な訓練等を実施する。（保健衛生課、衛生研究所）

衛生研究所や検査等措置協定締結機関等は、国が実施する研修や訓練等を活用し検査体制の維持に努める。（衛生研究所）

- ② 衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、県及び保健所設置市の検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能なか、研修や訓練を通じて確認する。（健康医療福祉部、関係部局）

衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、有事の際の検体や病原体等の搬送について必要な研修や訓練を行う。（衛生研究所）

1-3. 検査診断技術の研究開発への協力

県及び保健所設置市は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

（有識者会議で寄せられた意見への対応部分 R7.1.31会議資料2 No.23）

県は、国及びJIHSが主導する「感染症臨床研究ネットワーク事業（iCROWN）」などの研究開発について、医療機関等の協力を得て、必要な協力をする。（保健衛生課、衛生研究所）

【初動期】

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

（２）所要の対応

2-1. 検査体制の整備

県及び保健所設置市は、それぞれの感染症予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。（健康医療福祉部）

県は、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、国からの要請に基づき、検査実施能力の確保状況について、国に報告する。
（保健衛生課）

2-2. 検査診断技術の研究開発への協力

県及び保健所設置市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

県は、国及び JIHS が主導する「感染症臨床研究ネットワーク事業（iCROWN）」などの研究開発について、医療機関等の協力を得て、必要な協力をする。
（保健衛生課、衛生研究所）

【対応期】

（１）目的

全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、国内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、県民経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

（２）所要の対応

3-1. 検査体制の拡充

県及び保健所設置市は、それぞれの感染症予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。また、必要に応じて、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等に対し、検査体制を拡充するよう要請する。（健康医療福祉部）

県は、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況を確認し、国に報告する。（保健衛生課）

また、必要に応じて、衛生研究所の検査体制を拡充するとともに検査等措置協定締結機関等に対し、検査体制を拡充するよう要請する。（保健衛生課）

3-2. 検査診断技術の研究開発への協力

県及び保健所設置市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

県は、国及び JIHS が主導する研究開発について、医療機関等の協力を得て、必要な協力をする。（保健衛生課、衛生研究所）

3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

県は、国や JIHS が実施する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づいたリスク評価を踏まえ、国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針⁵⁶等に関する情報を、県民等に分かりやすく提供・共有する。（健康医療福祉部）

国において検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等が変更された場合には、県及び保健所設置市は検査方法及び検査対象者について機動的に対応する。（健康医療福祉部）

県は、国や JIHS が実施する感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等に基づいたリスク評価を踏まえて国が定める検査の目的や検査実施の方針等に関する情報を、青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等を活用し、市町村等と連携して、県民に分かりやすく提供・共有する。（保健衛生課）

県は、国の検査等に関する方針等が変更された場合には、新型インフルエンザ等対策青森県専門家会議等の意見を踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部において決定し、関係団体と連携して周知に努める。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

56 初動期と同様、感染症の特徴や病原体の性状から、検体採取部位や検体採取時期等の検体採取方法を決定するとともに、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定する。対応期においては、これらに加え、検査実施能力の確保状況を踏まえ、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点から検査対象者を拡大する場合もある。

第10章 保健

【準備期】

(1) 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、衛生研究所は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

県及び保健所設置市は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や衛生研究所等がその機能を果たすことができるようにする。

その際、県及び保健所設置市の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する市町村間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

1-1. 人材の確保

- ① 県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び市町村等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築する。（健康医療福祉部）

県は、IHEAT 研修の開催や関係団体との応援体制に関する協定を締結するなどして、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保に努める。また、保健所訓練を実施するなどして、応援人材の受け入れ体制の確保に努める。（保健衛生課）

- ② 県及び保健所設置市は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT 要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。（健康医療福祉部）

県は、保健所からの応援職員の依頼・要請に応じ、健康危機対処計画により各保健所で算出した流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数に基づき、保健所職員、IHEAT 要員のほか、庁内や市町村等の関係団体からの応援職員の派遣を要請する。（総務部、健康医療福祉政策課、保健衛生課）

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 県及び保健所設置市は、それぞれの感染症予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数）の状況を毎年度確認する。（健康医療福祉部）

県は、保健所や衛生研究所における有事体制の確保状況を毎年度確認する。（保健衛生課）

- ② 県及び保健所設置市は、衛生研究所、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制（検査の実施能力）の確保等を行う。（健康医療福祉部）

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、青森県感染症予防計画に基づく数値目標を目標に、衛生研究所の体制を整備するとともに、民間検査機関等と検査等措置協定を締結するなどの準備を行う。（保健衛生課）

- ③ 県、保健所設置市又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。衛生研究所においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における県、保健所設置市、保健所及び衛生研究所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業

務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から ICT や外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。（健康医療福祉部）

保健所及び衛生研究所は、新型インフルエンザ等に関する業務継続計画を策定し適宜見直しを図る。（健康医療福祉政策課、がん・生活習慣病対策課、医療薬務課、保健衛生課、高齢福祉保険課、障がい福祉課、保健所、衛生研究所、関係部局）

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

① 県及び保健所設置市は、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）への年 1 回以上の研修・訓練を実施する（健康医療福祉部）

県及び保健所は、医療機関等と協働するなどして、感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む）への研修・訓練を年 1 回以上実施する。（保健衛生課、保健所）

② 県は、管内の保健所や衛生研究所の人材育成を支援する。（健康医療福祉部）

県は、前述の訓練等により保健所や衛生研究所の人材育成を支援する。（保健衛生課）

③ 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や衛生研究所において感染症対策の中核となる人材の育成に努める。また、保健所や衛生研究所を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、前述の訓練や国の研修等を活用し、感染症対策の中核となる人材の育成に努める。（保健衛生課）

④ 県及び保健所設置市は、保健所や衛生研究所に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、全庁的な感染症危機への対応能力の向上を図るため、全庁的な研修・訓練を実施する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、連携協議会等を活用し、平時から保健所や衛生研究所のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。（健康医療福祉部）

県は、青森県感染症対策連携協議会を活用し、平時から関係機関との連携を強化する。（保健衛生課）

（有識者会議で寄せられた意見への対応部分 R7. 1. 31 会議資料 2 No. 13）

＜参考＞感染拡大を防止するためには、県、市町村、医療機関、県医師会等の関係者、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、DICT（災害時感染制御支援チーム）などが連携・役割分担し、課題に速やかに対応することが必要。

また、連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、県及び保健所設置市は、それぞれの感染症予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、県及び保健所設置市が作成する県行動計画や保健所設置市行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針⁵⁷に基づき保健所及び衛生研究所が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。（健康医療福祉部、関係部局）

その際、県は、必要に応じて総合調整権限を活用⁵⁸しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。（健康医療福祉部、関係部局）

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養

⁵⁷ 地域保健法第4条に基づき定める基本指針（平成6年厚生省告示第374号）をいう。

⁵⁸ 感染症法第63条の3

施設⁵⁹で療養する場合には、陽性者への食事の提供等⁶⁰の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、県及び保健所設置市は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者⁶¹等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。（健康医療福祉部、関係部局）

県は、青森県感染症対策連携協議会における医療提供体制や保健所体制の在り方等についての協議を踏まえて、必要に応じて青森県感染症予防計画の見直しを行う。この見直しに当たっては、青森県保健医療計画や、保健所及び衛生研究所の健康危機対処計画と整合を確保する。（保健衛生課）

県は、地域全体で感染症危機に備える体制を構築するため、自宅や宿泊療養施設で療養する者への食事の支援等に係る連携体制の構築のため市町村や関係団体等と平時から協議する。（保健衛生課）

保健所は地域新型インフルエンザ等対策協議会を活用し、各圏域において外来診療や入院医療を提供する施設に要請する順番・役割分担等を整理する。（保健所）

保健所は県が各消防本部と締結する協定に基づき、救急搬送体制の詳細について、各消防本部と調整する。（保健所）

1-4. 保健所及び衛生研究所等の体制整備

① 県及び保健所設置市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査⁶²、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や衛生研究所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託⁶³や市町村の協力を活用しつつ健康観察⁶⁴を実施できるよう体制を整備する。（健康医療福祉部）

保健所及び衛生研究所は、患者に対する積極的疫学調査や検査関係

59 感染症法第 44 条の 3 第 2 項及び第 50 条の 2 第 2 項（第 44 条の 9 の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

60 感染症法第 44 条の 3 第 7 項、第 9 項及び第 10 項

61 感染症法第 36 条の 6 第 1 項

62 感染症法第 15 条

63 感染症法第 44 条の 3 第 4 項及び第 5 項

64 感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めることをいう。以下同じ。

業務等の業務を適切に実施するために、業務継続計画や健康危機対処計画等の策定や見直し等を通じて、平時から業務量が増大したときの所内体制を構築する。（保健所、衛生研究所）

県は、自宅や宿泊療養施設で療養する者の健康観察を実施できるよう、平時から医療機関等との協定締結や市町村に協力を要請するなどして、必要な体制を構築する。（保健衛生課）

② 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。（健康医療福祉部）

保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、地域新型インフルエンザ等対策協議会の活用や保健所実地訓練等に取り組み、必要に応じて健康危機対処計画の見直しを行う。（保健所）

③ 衛生研究所は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。（健康医療福祉部）

衛生研究所は、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図るため、健康危機対処計画を策定する。（衛生研究所）

④ 衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び県及び保健所設置市と協力して検査体制の維持に努める。（厚生労働省）

衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、国がJIHSと連携して

実施する訓練等に参加し、検査機能の維持強化に取り組む。（衛生研究所）

- ⑤ 衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、平時から県及び保健所設置市の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。（健康医療福祉部、関係部局）

衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、保健所等と協力し、有事の際の検体や病原体等の搬送について必要な研修や訓練を行う。（衛生研究所）

- ⑥ 県及び保健所設置市、保健所及び衛生研究所は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。（健康医療福祉部）

県、保健所及び衛生研究所は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から県内の感染症流行状況を把握する。（保健衛生課、保健所、衛生研究所）

- ⑦ 県、保健所設置市及び保健所は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・外来診療等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。（健康医療福祉部）

県は、G-MIS 等を活用し、協定締結医療機関の準備状況を把握する。（保健衛生課、保健所）

- ⑧ 県、保健所設置市、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく獣医師からの届出⁶⁵又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。（環境エネルギー部、健康医療福

65 感染症法第 13 条第 1 項及び家畜伝染病予防法第 13 条第 1 項

祉部、農林水産部)

県は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法に基づく獣医師からの届出や野鳥等に対する調査等に基づき、県内における鳥インフルエンザの発生状況を把握する。(健康医療福祉部は、家畜伝染病予防法に基づく獣医師からの届出や野鳥等に対する調査結果の報告を求める。)

(環境エネルギー部、保健衛生課、保健所、農林水産部)

県は、医療機関から保健所に対して鳥インフルエンザの感染が疑われる者について届出等があった場合には、青森県健康危機管理庁内連絡会議を開催するなどして庁内関係課と情報共有するとともに、関係機関や県医師会等の関係団体と情報を共有する。(健康医療福祉政策課、保健衛生課)

- ⑨ 県、保健所設置市、保健所及び衛生研究所は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について必要な協力をを行う。(健康医療福祉部)

県は、国及び JIHS が主導する「感染症臨床研究ネットワーク事業(iCROWN)」などの研究開発について、医療機関等の協力を得て、必要な協力をする。(保健衛生課、保健所、衛生研究所)

1-5. DX の推進

県、保健所設置市、保健所及び衛生研究所は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、国が行う訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題の改善について必要な協力をを行う。(健康医療福祉部)

県は、感染症サーベイランスシステムや G-MIS の課題の改善について、必要な協力をする。(保健衛生課、保健所、衛生研究所)

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 県及び保健所設置市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在

り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。（健康医療福祉部）

県は、国から提供された情報や媒体を活用し、市町村と連携し、報道機関等の協力を得て県民に正しい情報の提供に努める。（保健衛生課）

県は、平時から、青森県感染症対策連携協議会等を活用し、リスクコミュニケーションの在り方や方法などについて検討する。（保健衛生課）

② 県及び保健所設置市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。（健康医療福祉部）

県は、リスクコミュニケーションを適切に行えるよう、保健所、市町村や報道機関等の協力を得て住民が必要とする情報の把握等に努める。（保健衛生課）

③ 県及び保健所設置市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁶⁶。（総務部、健康医療福祉部、教育委員会、関係部局）

県は、青森県感染症対策連携協議会等を活用し、患者等への誹謗中傷対策の在り方や方法などについて検討し、HPの活用や報道機関の協力を得て県民への啓発を行う。（保健衛生課、関係部局）

④ 県及び保健所設置市は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。（健康医療福祉部）

県は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時から市町村との連携を進める。（保健衛生課）

- ⑤ 保健所は、衛生研究所等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。（健康医療福祉部）

保健所は、衛生研究所等と連携し感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域保健に関する研修会等を活用して、地域住民に対し、感染症についてのリスクコミュニケーションを行う。（保健所）

【初動期】

(1) 目的

初動期は県民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

県及び保健所設置市が定めるそれぞれの感染症予防計画並びに保健所及び衛生研究所が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び衛生研究所が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、県民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 県及び保健所設置市は、国からの要請や助言も踏まえて、それぞれの感染症予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び衛生研究所の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、県及び保健所設置市の本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。（総務部、財務部、健康医療福祉部、危機管理局）

県は、国からの要請や助言、有識者等からの意見等を踏まえて、保健所の有事体制への移行及び検査体制の立ち上げのため、保健所及び衛生研究所に必要な指示をするとともに検査等措置協定締結機関に必要な要請をする。（保健衛生課）

県は、IHEAT 要員のほか保健所及び衛生研究所への応援職員の派遣について庁内及び市町村等の関係団体に要請するための準備を進める。（保健衛生課）

- ② 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（健康

医療福祉部）

保健所は、感染症指定医療機関における新型インフルエンザ等患者の受入体制を確保する。（保健所）

県及び保健所は、有症者等からの相談受付、医療機関への受診から入退院までの体制を確保する。（保健衛生課、保健所）

県は、青森県新型インフルエンザ等医療対策会議等を活用し、県医師会等の関係団体の協力を得て、医療機関に対し、G-MIS への必要事項の確実な入力を要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

③ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、県及び保健所設置市の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。（健康医療福祉部）

保健所は、本庁と連携し、健康危機対処計画及び業務継続計画に基づき、感染症有事体制への移行の準備を進める。（保健所）

④ 県及び保健所設置市は、JIHS による地方衛生研究所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。（健康医療福祉部）

衛生研究所は、JIHS による技術的支援等を活用しながら早期の検査体制の構築に努める。（衛生研究所）

県は、検査等措置協定締結機関に対し早期の検査体制の構築を要請する。（保健衛生課）

⑤ 衛生研究所は、健康危機対処計画に基づき、県及び保健所設置市の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。（健康医療福祉部）

衛生研究所は、健康危機対処計画に基づき、本庁と連携して人員体制、検査に必要な物資等の調達などの有事体制に移行する準備を進める。また、JIHS等と連携して新型インフルエンザ等の情報収集に努める。（衛生研究所）

⑥ 県、保健所設置市、保健所及び衛生研究所は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

県、保健所及び衛生研究所は、国及びJIHSが主導する調査研究や研究開発について、必要な協力をする。（保健衛生課、保健所、衛生研究所）

2-2. 住民への情報提供・共有の開始

- ① 県及び保健所設置市は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。（健康医療福祉部）
- ② 県及び保健所設置市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q&Aの公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（健康医療福祉部）

県は、国の要請に基づき、保健所に相談センターを設置し、県民に、国の症例定義等に該当する者は必要に応じて適時に受診につなげることを周知する。（保健衛生課、保健所）

県は、国が設置した情報提供・共有のためのHP等の周知や、Q&Aの公表、コールセンターの設置等により、県民に速やかに正しい情報を共有しながら双方向のコミュニケーションに努める。（保健衛生課）

2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

県及び保健所設置市は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-1-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把

握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取⁶⁷を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。（健康医療福祉部）

県は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合には、当該患者の所在地を所管する保健所が積極的疫学調査や検体採取を行い衛生研究所で病原体検査を行うとともに、必要に応じて感染症指定医療機関に入院についての協力を要請する。（保健衛生課、保健所、衛生研究所）

67 感染症法第16条の3第1項及び第3項

【対応期】

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県及び保健所設置市が定めるそれぞれの感染症予防計画並びに保健所及び衛生研究所が定める健康危機対処計画や準備期に整理した市町村、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び衛生研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（２）所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ① 県及び保健所設置市は、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、衛生研究所の検査体制を速やかに立ち上げる。（健康医療福祉部）

県は、保健所及び衛生研究所の感染症有事体制の確立のため、応援職員の派遣について、庁内のほか、市町村等の関係団体や IHEAT 要員に要請する。（保健衛生課）

- ② 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、市町村間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市を支援する。また、国、他の都道府県及び管内の保健所設置市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。

さらに、必要に応じて管内の保健所設置市に対する総合調整権限・指示権限を行使⁶⁸する。（健康医療福祉部）

県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、市町村間の調整及び業務の一元化等の対応により保健所設置市を支援する。（保健衛生課）

また、国や他の都道府県等と連携し、必要に応じて総合調整権限・

68 感染症法第 63 条の 3 及び第 63 条の 4

指示権限を行使しながら、積極的疫学調査や保健活動の全体調整等を行う。（保健衛生課）

③ 県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を図るために必要な情報を市町村と共有する⁶⁹。（健康医療福祉部）

県は、県内における新型インフルエンザ等の発生状況等に係る情報を市町村と共有し、県民の理解の増進を図る。（保健衛生課）

④ 県、保健所設置市、保健所及び衛生研究所等は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

県、保健所及び衛生研究所は、国及び JIHS が主導する調査研究や研究開発について、必要な協力をする。（保健衛生課、保健所、衛生研究所）

3-2. 主な対応業務の実施

県、保健所設置市、保健所及び衛生研究所は、それぞれの感染症予防計画、健康危機対応計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。

県、保健所、衛生研究所が感染症対策業務を実施するに当たっては、次の事項に留意する。（保健衛生課、保健所、衛生研究所）

3-2-1. 相談対応

県及び保健所設置市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに外来診療の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。（健康医療福祉部）

69 感染症法第 16 条第 2 項及び第 3 項

感染したおそれのある者を必要に応じて速やかに外来診療への受診につなげるため相談センターの機能を強化する。（保健衛生課、保健所）

相談センター業務については、外部委託等の業務の効率化を図る。（保健衛生課）

3-2-2. 検査・サーベイランス

① 県及び保健所設置市は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。（健康医療福祉部）

県は、国の方針に基づき、新型インフルエンザ等対策青森県専門家会議等の意見を踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部において、検査の実施範囲を適宜見直す。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

② 衛生研究所は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、衛生研究所は、JIHS との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHS への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、県、保健所設置市及び保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。（健康医療福祉部）

衛生研究所は、検査等措置協定締結機関等の体制が整備されるまで必要な検査を実施する。また、JIHS や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用して知見を収集し、青森県新型インフルエンザ等対策本部や保健所等に情報を提供する。（衛生研究所）

衛生研究所は、検査等措置協定締結機関等における検査等に対し必要な技術的支援を行う。（衛生研究所）

- ③ 県及び保健所設置市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。（環境エネルギー部、健康医療福祉部、農林水産部）

県は、地域の流行状況、有識者や専門家の意見等を踏まえて、医療機関や県医師会等の関係団体等の協力を得て、必要に応じて独自のサーベイランスを実施する。（環境エネルギー部、保健衛生課、衛生研究所、農林水産部）

3-2-3. 積極的疫学調査

- ① 保健所は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。（健康医療福祉部）

保健所は、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針や青森県感染症対策マニュアル等に基づき積極的疫学調査を実施する。（保健所）

- ② 県及び保健所設置市は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。（健康医療福祉部）

県は、流行初期以降においては、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、保健所における業務負荷等を勘案し、国の方針や新型インフルエンザ等対策青森県専門家会議及び保健所の意見を踏まえながら、県内の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を柔軟かつ機動的に見直す。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、保健所）

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 県及び保健所設置市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、県及び保健所設置市は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及び JIHS へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。（健康医療福祉部）

保健所は、新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、当該患者の状況、圏域での流行や医療提供体制の状況を踏まえて、当該患者等の療養先を判断し、入院や自宅等での療養などについて必要な調整を行う。（保健所）

保健所は、地域新型インフルエンザ等対策協議会等での事前の協議内容を踏まえて前記の調整をするほか、それによりがたい場合には同協議会等により必要な調整を行う。（保健所）

- ② 県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（県調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使⁷⁰を行う。入院先医療機関への移送⁷¹や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。（健康医療福祉部）

県は、圏域単位での入院等の調整が困難である場合には、総合調整権限や指示権限の行使を行う。（保健衛生課）

県は、保健所や新型インフルエンザ等対策青森県専門家会議等の意

⁷⁰ 感染症法第 63 条の 3 及び第 63 条の 4

⁷¹ 感染症法第 26 条第 2 項の規定により準用する第 21 条（第 44 条の 9 の規定により準用する場合を含む。）及び第 47 条

見を踏まえて、必要に応じて入院調整の一元化や患者移送の民間委託など、保健所の業務負担軽減を図る。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

③ 県は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対して往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。（健康医療福祉部）

県は、保健所や新型インフルエンザ等対策青森県専門家会議等の意見等を踏まえて、必要に応じて、自宅療養者等への医療の提供に関する協定締結医療機関に対し、自宅療養者等への医療の提供を要請する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

要請に当たっては、各医療機関の医療提供体制の準備状況等に留意する。（保健衛生課）

④ 県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。（健康医療福祉部）

県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じ、国の方針並びに保健所や新型インフルエンザ等対策青森県専門家会議等の意見を踏まえて運用する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課）

3-2-5. 健康観察及び生活支援

① 県、保健所設置市及び保健所は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請⁷²や就業制限⁷³を行うとともに、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。（健康医療福祉部）

保健所は、新型インフルエンザ等の患者等に対して自宅又は宿泊療

72 感染症法第44条の3第1項及び第2項並びに第50条の2第1項及び第2項

73 感染症法第18条第1項及び第2項（第44条の9の規定により準用する場合及び第53条の規定により適用する場合を含む。）

養施設で療養するよう協力を求める場合には、国の方針に基づき、当該患者等に対して必要に応じて外出自粛要請や就業制限を行うとともに、市町村や関係団体等の協力を得て定められた期間の健康観察を行う。（保健所）

県は、自宅又は宿泊療養施設等で療養している者の健康観察等については、外部委託や ICT の活用等による効率化を検討する。（保健衛生課）

② 県及び保健所設置市は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市町村と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める⁷⁴。（健康医療福祉部）

県は、市町村との協力又は外部委託等により、自宅等で療養している者が日常生活を営むために必要なサービスや療養に必要な物品等の支給に努める。（保健衛生課）

③ 県及び保健所設置市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。（健康医療福祉部）

県は、自宅又は宿泊療養施設等で療養している者の健康観察等については、外部委託や ICT の活用等による効率化を検討する。（保健衛生課）

3-2-6. 健康監視

県、保健所設置市及び保健所は、検疫所から通知があったときは、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する⁷⁵。（健康医療福祉部）

保健所は、検疫所から通知のあった新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対する健康監視を実施する。（保健所）

74 感染症法第 44 条の 3 第 7 項、第 9 項及び第 10 項

75 感染症法第 15 条の 3 第 1 項

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 県及び保健所設置市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。（健康医療福祉部）
- ② 県及び保健所設置市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、管内の市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。（健康医療福祉部）

県は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や感染が疑われるときの正しい行動等について、HPや県の広報媒体を活用し、報道機関の協力を得て、県民に分かりやすく情報提供・共有を行う。（保健衛生課）

県は、情報提供・共有に当たっては、配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、市町村と連携して取り組む。（保健衛生課）

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

- ① 県及び保健所設置市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、それぞれの感染症予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び衛生研究所の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。
また、県及び保健所設置市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。（健康医療福祉部）

県は、国の方針や県におけるリスク評価結果等を踏まえて青森県新型インフルエンザ等対策本部において感染症有事体制への移行を決定する。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

県は、適宜、保健所や衛生研究所の有事体制への移行状況を把握するとともに、庁内や市町村への応援職員の派遣要請並びに IHEAT 要員や応援に係る協定を締結した関係団体への応援要請を行う。（保健衛生課）

課)

② 県及び保健所設置市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び衛生研究所等における業務の効率化を推進する。（健康医療福祉部）

県は、国が整備した ICT ツールの活用や業務の一元化・県と包括提携を締結した事業者等への外部委託等により、保健所や衛生研究所等における業務の効率化を推進する。（保健衛生課）

③ 県及び保健所設置市は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。（健康医療福祉部）

保健所は、関係機関や関係団体と連携し、国や JIHS 等が示す方針や青森県感染症マニュアル等に基づき、患者等の疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。（保健所）

④ 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。（健康医療福祉部）

保健所は、国の方針等を踏まえて青森県新型インフルエンザ等対策本部が決定した方針に従い、感染症有事体制に移行し、必要な人員や物資等を確保する。（保健所）

⑤ 県、保健所設置市、保健所及び衛生研究所は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について必要な協力を行う。（健康医療福祉部）

県、保健所及び衛生研究所は、国及び JIHS が主導する調査研究や研究開発について必要な協力を行う。（保健衛生課、保健所、衛生研究所）

3-3-1-2. 検査体制の拡充

① 県及び保健所設置市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、それぞれの感染症予防計画に基づき、衛生研究所や検

査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。（健康医療福祉部）
県は、国が決定した方針や地域の流行状況等の実情を踏まえて、適宜、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。（保健衛生課）

② 衛生研究所は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。（健康医療福祉部）

衛生研究所は、国が決定した方針を踏まえて青森県新型インフルエンザ等対策本部が決定した方針に従い検査を実施する。（衛生研究所）

③ 県及び保健所設置市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。（健康医療福祉部）

保健所は、国や JIHS 等が示す感染症の特徴や病原体の性状等の評価を踏まえて、無症状病原体保有者の検査が必要と判断した場合には、医療機関と連携し必要な検査につなげる。（保健所）

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

① 県及び保健所設置市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。（健康医療福祉部）

県は、引き続き、適宜、保健所や衛生研究所の状況を把握するとともに、庁内や市町村への応援職員の派遣要請並びに IHEAT 要員や応援に係る協定を締結した関係団体への応援要請を行う。（保健衛生課）

② 県及び保健所設置市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。（健康医療福祉部）

県は、引き続き、国が整備した ICT ツールの活用や業務の一元化・

県と包括提携を締結した事業者等への外部委託等により、保健所や衛生研究所等における業務の効率化を推進する。（保健衛生課）

- ③ 県及び保健所設置市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や県、保健所設置市、保健所及び衛生研究所等の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や衛生研究所の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。（健康医療福祉部）

県は、保健所等において行う感染症対策業務について、国から対応方針の変更が示された場合には、地域の実情や保健所及び衛生研究所等の業務負担等も踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策本部において、感染症対策業務の対応を柔軟かつ機動的に見直す。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）

保健所は各圏域における医療提供体制やまん延防止対策について、圏域の状況を踏まえて、必要に応じて青森県新型インフルエンザ等対策本部に提言する。（保健所）

- ④ 県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。（健康医療福祉部）

県は、病床使用率が高くなってきた場合には、国の方針等を踏まえて、重症化リスクの高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅、宿泊療養施設又は高齢者施設等での療養体制を強化する。また、後方支援を行う協定締結医療機関の活用を進める。（保健衛生課）

- ⑤ 県及び保健所設置市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した市町村を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。（健康医療福祉部）

県は、自宅療養の実施に際しては、自宅療養者等に対する医療の提供に係る協定を締結した医療機関等により医療を提供するとともに、市町村や、県と包括連携協定を締結した事業者等と連携して食事の提供等を実施する。（保健衛生課）

3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

衛生研究所は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、県、保健所設置市及び保健所等への情報提供・共有等を実施する。（健康医療福祉部）

衛生研究所は、対応期においても拡充した検査体制を維持しつつ、民間検査機関等の拡充に伴い、病原体の性状や変異株の状況の分析などのための検査へと移行していく。（衛生研究所）

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県及び保健所設置市は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び衛生研究所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、住民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。（健康医療福祉部）

県は、国からの要請を踏まえて、地域の実情に応じて、保健所や衛生研究所等における有事体制の段階的な縮小について、青森県新型インフルエンザ等対策本部で決定し、実施する。感染症対策業務の縮小に当たっては、HP等の県の広報媒体を活用し、報道機関の協力を得て、県民に丁寧に情報提供・共有を行う。（健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局）